平成２９年（フ）第１５０号
奈良県桜井市大字忍阪７番地の３　201号
債務者　河邊　章彦
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９３号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目20番23号
債務者　藤井　幸代（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
奈良県香芝市磯壁４丁目146番地　ファミール上田101号
債務者　濱武　　潤
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
奈良県橿原市東坊城町987番地の２　Ｍ＆Ｍ16　102号室、前住所奈良県橿原市上飛騨町153番地の６　日高山団地Ｈ－１号
債務者　森川　竹子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
熊本市東区戸島１丁目14番31号　フローリッシュ105
債務者　大川　洋江
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
宮崎県日向市梶木町１丁目73番地
債務者　山下　秀子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１２１号
宮崎県延岡市北小路3847番地８　市営住宅３
債務者　甲斐美由紀
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１２４号
宮崎県延岡市北小路3847番地８　市営住宅３
債務者　甲斐　久雄
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１９７号
石川県かほく市大崎３字27番地１　ディアスＯＳＡＫＩ　102号
債務者　宮城　圭有
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
石川県野々市市御経塚５丁目28番地　県営24―23
債務者　塚田　若美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１５号
金沢市高尾台１丁目98番地　グリーンヒル高尾105号
債務者　内田　　敬
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５６１号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目12番４号
債務者　上田　琢哉
補助人　德山　育弘
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０５号
福岡県久留米市小頭町106番地　樋口ビル201号
債務者　久世加奈子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２１０号
福岡県久留米市梅満町1110番地３　フレッシュハイツ小森107号
債務者　入江こと　作下　理香
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７６１号
神戸市灘区摩耶海岸通１丁目３番３－902号
債務者　松山　直史
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６７号
神戸市長田区房王寺町６丁目２番11号　ハイム・リファイン103号
債務者　平本　広美
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部